

【案】特定個人情報保護評価書(全項目評価書)「住民基本台帳に関する事務」用語解説

項番	記載ページ	記載箇所	用語	意味
1	P01	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	特定個人情報ファイル	個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいい、個人情報を含む情報の集合体であって、その情報を検索することができるように体系的に構成したもの。
2	P03	I-2. システム5 ②システムの機能	情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)	番号法により、国や他機関との連携が可能な情報をやり取りする際に、必要となるシステム。総務大臣が設置・管理する。
3	P06	I(別添1)事務の内容	地方公共団体情報システム機構(機構)	地方公共団体が共同して運営する組織として、住民基本台帳法や番号法に基づく事務を処理する等の事務を行う。平成26年4月1日に設立。
4	P09	II-3. ②入手方法	フラッシュメモリ	データの消去・書き込みを自由に行うことができ、電源を切っても内容が消えない外部記憶媒体
5	P11	II-4. 委託事項2 ①委託内容	ジョブスケジューリング	統計の帳票などの各種データを示す帳票をバッチ処理等行う際に、いつ処理し、いつ納品するか等の日程を管理すること。
6	P14	II-5. 特定個人情報の提供・移転	提供・移転	提供: 番号法に基づき、品川区が所持する特定個人情報を品川区外の外部の地方公共団体等に提供すること。 移転: 番号法に基づき、特定個人情報について品川区内の他部署(住基事務以外の事務を処理する部署)へ情報を移転すること。
7	P16	II-6. ①保管場所	中間サーバー・プラットフォーム	情報提供ネットワークシステムを使用した情報提供を行うために設置する中間サーバーの拠点のこと。地方公共団体情報システム機構が整備を進めている。
8	P18	III-2. リスク2 リスクに対する措置の内容	アクセスログ	コンピュータを操作して、データを参照したり更新したりする際に誰がどのデータを操作したかを記録することができ、その記録のこと。
9	P20	III-3. リスク4 リスクに対する措置の内容	本人確認情報	「個人番号」「4情報」「住民票コード」とこれらの変更情報を合わせた名称である。 ・「個人番号」: 平成27年10月以降、国民に一人ひとつ付番される12桁の番号。 ・「4情報」: 氏名、性別、生年月日および住所。 ・「住民票コード」: 住基ネットにおいて全国共通の本人確認を行うにあたって必要不可欠な11桁の番号。平成14年から付番されている。
10	P24	III-6. リスク2 リスクに対する措置の内容	VPN	VPNはバーチャルプライベートネットワークと読む。 公衆回線を使用してネットワークを利用する際、様々な利用者の情報が流れるため、VPNの技術により仮想的に専用回線を作り、自社ネットワーク内部の通信のように遠隔地との通信が行える技術。
11	P25	III-6. リスク7 リスクに対する措置の内容	インポートデータ エクスポートデータ	データベースから見て、他から入力されるデータをインポートデータ、他へ出力するデータをエクスポートデータという。
12	P26	III-7. リスク1 ①NISC政府機関統一基準群	NISC政府機関統一基準群	内閣官房セキュリティセンター(NISC)による政府機関における情報セキュリティ対策のための統一的な基準群のこと。
13	P27	III-7. リスク1 ⑥技術的対策	ウイルスパターン更新 (パターンファイルの更新)	コンピュータウイルスは、日々新しいウイルスが作られており、新しいウイルスを駆除するためには、それを駆除するための新しい駆除ファイルが必要となる。この駆除ファイルを新しいパターンへ更新すること。
14	P27	III-7. リスク1 ⑥技術的対策	ファイアウォール	ファイアウォールは、ネットワークを内部と外部に分ける部分に設置し、外部からの通信を制御することで内部のネットワークの安全性を高めるもの。